

1 大田 勤 議員

- 1 原子力発電所再稼働住民合意の認識について
- 2 ゴミ焼却炉の建設計画について
- 3 岩内町特別職報酬等審議会条例について
- 4 最低水準の乳幼児等医療給付事業から交付金を活用し安心して子育てを応援する全額助成へ拡充を
- 5 岩内町共同墓の設置を



1 原子力発電所再稼働住民合意の認識について

私は日本共産党議員団を代表して、町政に対する一般質問を行います。

まず最初に、原子力発電所再稼働住民合意の認識について、お伺いをいたします。

町政執行方針で町長は、福島第一原発事故を踏まえ、泊発電所の安全・安心の確保は、最優先事項と考えており、国の審査状況を注視すると述べています。

福島原発事故からもうすぐ4年が経とうとしていますが、故郷を追われ、帰ることができず、家族がばらばらになり、仮設暮らしなど避難住民数は、復興庁数字で、13万6,000人。

事故で大量の放射性物質を放出した1から3号機の原子炉建屋は内部も高濃度に汚染され、1階部分はロボットなどによる除染に着手。高濃度のため原子炉には近づくことさえできません。汚染水の流入は止まらず、原発後背地には汚染水貯蔵タンクが所狭しと林立し、1日あたり約300トンの地下水が建屋内に流入し、タンクの増設工事におわれています。

雨水などが流れる排水溝から高濃度の汚染水が継続的に外洋へ漏れ出し、東電は一年以上前に事態を把握していながら公表せず、漁業関係者からは怒りと不信の声があがっています。

こうした状況でも安倍首相は、福島原発は完全にコントロールされていると発言の撤回をしていますが、高線量で近寄ることもできず、原発の事故原因調査もできない福島事故は、収束したと認識されているのですか。

原発の安全・安心を最優先する町長は、原発は完全にコントロールされていると考えていますか。

現状に対する認識をお聞かせください。

政府は原発再稼働手続きを川内原発の対応が基本的とし、地元同意手続き対象を九州電力川内原発の立地自治体の鹿児島県と薩摩川内市に限定した川内方式を進めようとしています。

道新が行った原発再稼働同意手続きの対象を立地自治体に限定する川内方式に

対するアンケートで岩内町は妥当と回答していることから、2月16日開かれた原特委でこの方式について岩内町は国のやることは妥当で川内方式が妥当とアンケートに答えたわけではないと答弁しています。

薩摩川内方式は同意手続きを原発立地自治体の泊村と北海道に限定し、同意を求めるもので30キロ周辺住民や岩宇4町村の住民意見をも切り捨て、原発再稼働に突き進むものです。川内方式に対する町長の思いを明確にお聞かせ下さい。

原子力規制委員会田中俊一委員長は、新基準に適合と言ったが、安全だとは申しあげていないと原発は危険なものだと公言しています。安倍総理は新基準に適合した原発は再稼働と住民の意見を聴く耳を持っていません。

川内方式に対する原発から30キロ圏の後志13町村へのアンケートでは、妥当でない5町村、どちらかと言えば妥当でない2町村、妥当4町村、どちらかと言えば妥当2町村で、半数の自治体が川内方式に反対の意思が示されました。

事故時には、住民の命と暮らしを守らねばならない自治体で、避難計画を策定する必要がある自治体からは当然の意思表示と思いますが、いかがですか。

町の妥当判断は、こうした30キロ自治体の意見や考え方を切り捨てることになると思うがいかがですか。

執行方針で、今年度は広域避難訓練の対象となり実践的で効率的な訓練になるよう道と関係町村と協議して進めるとしていますが、新基準では、原子力災害対策の避難計画を審査対象としていない適合性審査であり、福島原発事故の検証に基づかない新基準です。

これでは周辺住民の不安と疑問は解消されません。

福島原発事故の検証に基づいた新基準で適合審査を行うべきではないか。

適合性審査の中に原子力対策の避難計画を審査対象とするよう道と関係町村で協議し、規制委員会へ意見を申し上げるべきではありませんか。

【答 弁】

町 長：

原子力発電所再稼働住民合意の認識について、7項目のご質問であります。

1項めと2項めは、福島第一原子力発電所事故に係る認識についてであります。関連がありますので、合わせてお答えいたします。

平成23年3月11日に発生した、東日本大震災からまもなく4年を迎えますが、依然として多くの方々がふるさとを離れた地域で、避難生活を余儀なくされております。

現在、福島第一原子力発電所においては、長期計画に基づき、廃炉作業を進めており、使用済み燃料ピットから核燃料を搬出する作業や、がれき撤去等の作業が進められております。

しかし、先月、放射性物質を含む雨水が外洋に流出していたことが判明するなど、汚染水対策や廃炉に向けた作業、賠償問題など、福島第一原発事故に伴う、様々な問題が山積しており、収束している状況にあるとは考えておりません。

このため国は全面的にでて取り組むといった強い決意の元、様々な問題への迅速な対応と被災地域の早期復興に向けて万全な対策を引き続き講じていく必要があると考えております。

3項めは、再稼働に関する同意手続きについてであります。

原子力発電所の再稼働に係る地元合意などに関する法的な定めがないところであり、国が関係する自治体への説明など含め、具体的なプロセスを明確にした上で、安全性やエネルギー政策上の必要性などを十分に考慮し、国が責任を持って判断するとともに、立地自治体等の理解を得るよう、丁寧に説明する必要があると考えております。

4項めと5項めは、川内方式による再稼働へのアンケート調査結果等についてであります。関連がありますので合わせてお答えいたします。

再稼働の手続きを含めた原子力発電所に対する国民の声については様々なご意見があると認識しており、ご質問のアンケート結果についても各自治体それぞれの考えの元で、回答された結果であると受け止めております。

6項めと7項めは、避難計画と新規制基準適合性審査での取り扱いについてであります。関連がありますので、合わせてお答えいたします。

日本における原子力災害対策は、災害対策基本法の特別法として、原子力災害対策特別措置法、通称原災法が定められ、原子力事業者と関係自治体に防災計画の策定を義務づけており、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、町としての原子力規制委員会が策定した、原子力災害指針に基づき、原子力防災対策の抜本的な見直しに取り組んできているところであります。

原子力に関連する法体系においては、原子力の安全規制と原子力災害対策が異なる法体系となっており、原子力規制委員会が原子力発電所の安全性を審査するにあたっての、新規制基準適合性審査と住民の避難計画の関連につきましては、国において議論されるべきものと考えております。

< 再 質 問 >

原発について。国が進める再稼働同意への方式は川内方式へ進もうとしている時、この方式に対して後志では半数が反対の意思表示をしています。町の妥当判断は、こうした30キロ圏の自治体の意見や考え方を切り捨てることになり、どう思うかと聞いていますが、答えていません。川内方式に対する町長の明確な答弁はなく、第三者のように様々なご意見があると認識しているとの答えですが、町長は川内方式をどう思うのかという明確な答弁を求めています。何も答えていません。お答え下さい。

安全性審査に対しても、避難計画にしても、国において議論されるとしていますが、わが町の住民が避難しなければならず、一番実態を知っている町長が、道や関係町村と協議して意見を上げることが安全・安心を最優先する町長の立場ではありませんか。

【答 弁】

町 長：

原子力発電所再稼働住民合意の認識について、2項目のご質問であります。

1項めは、原子力発電所再稼働に係る、川内方式に対する認識についてであります。

原子力発電所の再稼働に係る、地元合意などに関する法的な定めはないところであり、国においては地域の実情を踏まえた中での対応としているところですが、町としましては、まずは、国が関係する自治体への説明などを含め、具体的なプロセスを明確にした上で、安全性やエネルギー政策上の必要性などを十分に考慮し、国が責任をもって判断するとともに、立地自治体等の理解を得るよう丁寧に説明する必要があると考えております。

2項めは、避難計画についての、国に意見を上げるべきではについてであります。

避難計画については、原子力災害対策特別措置法及び原子力規制委員会が策定した、原子力災害対策指針に基づき、基準が定められているものであり、これについては、国において一層の関与強化が図られているものと認識しており、これからも引き続き議論される内容を注視してまいります。

＜ 再々質問 ＞

原子力発電所再稼働について。再稼働に係る法的定めはない、地域の実情を踏まえた中で対応としていますが、それであれば、住民の思いを国へ丁寧に説明し、地域の実情を知ってもらうため、国へ要請する必要があるのではありませんか。また、国が責任をもって判断するためにも、川内方式について、町長の明確な態度を示すべきではありませんか。

【答 弁】

町 長：

原子力発電所再稼働の手続き等についてであります。

原子力発電所の再稼働に係る手続きについては、まずは国が関係する自治体への説明などを含め、具体的なプロセスを明確にした上で、安全性やエネルギー政策上の必要性などを十分に考慮し、国が責任をもって判断するとともに、立地自治体等の理解を得るよう丁寧に説明する必要があると考えております。

2 ゴミ焼却炉の建設計画について

ゴミ焼却炉の建設計画についてお伺いをいたします。

平成27年度、岩宇4町村で運営される、岩内地方衛生組合じん芥処理場への岩内町の負担金は4億205万3,000円です。岩宇、岩内町住民のゴミ処理の大切な施設です。

8款 土木費5項1目 都市計画総務費委託料にゴミ中間処理施設都市計画決定図書作成業務委託料が110万円計上されていますが、この事業についてお聞きいたします。

岩内地方衛生組合と岩内町が開催した、ゴミ中間処理施設の住民説明会では、一般廃棄物中間処理施設で1日30トンの可燃ゴミをストーカー式焼却し、排ガスはバグフィルタで処理、処理後の排ガスを大気へ放出する。総事業費は44億と説明していました。

岩内地方衛生組合が、中間処理施設事業の住民説明を4町村で行うことを道新などで報道されましたが、いつ何カ所で行ったのですか。

施設建設事業に対する交付対象額の具体的説明が行われたのが、衛生組合議会ではこうした説明が行われて、構成団体である岩内町に対しての説明があったのですか。

組合が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果及び閲覧などを済ませ、建設地である岩内町に対しての説明を行い、環境に問題がないとした上で、住民説明会をしているのですか。

生活環境衛生調査報告では、生活環境影響調査の実施状況地上気象の調査。上空気象の調査。一般環境の大気質の調査。道路沿道の大気質地上気象の調査。騒音振動の調査。道路交通騒音振動の調査。悪臭の調査。水質の調査など一般廃棄物処理施設に係る、生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例などをつくって、1カ月間程度、住民へ縦覧しなければなりません。

事業主体である組合が、生活環境影響調査結果の縦覧等の手続を行うこととなっているが、岩内町に詳細の報告があったのか、あったとすれば、どのような日程になっているのですか。

もし、こうして手続きもせず、住民説明会の先行は、建設地である岩内町に対し、衛生組合としての説明責任をはたしていないと考えるがいかがですか。

住民説明会では、一般廃棄物中間処理施設建設で1日30トンの可燃ゴミをストーカー式で焼却し、排ガスはバグフィルタで処理、処理後の排ガスを大気へ放出するとしていました。

排ガス濃度の基準値は、ばいじん濃度が現施設の基準値は0.15g/m³。新施設の基準値は0.08g/m³で基準値以下で問題なしとしたが現在運転している焼却施設は平成26年度0.01g/m³と新施設よりも0.07g/m³も低く、ダイオキシン類濃度は現施設の基準値は5Ng-TEQ/m³。TEQは毒性透過量。新施設の基準値は1Ng-TEQ/m³で基準値以下で問題なしとしたが現在運転している焼却施設は平成26年度0.25Ng-TEQ/m³と0.75Ng-TEQ/m³も低く焼却されています。

岩内町としてこの基準は安全だと言えるのですか。

施設が古いのに、なぜ数値が低くなるのか。逆に新しい施設でなぜ数値が上がるのか、組合に対して確認すべきと思うがいかがですか。

直線で800メートル側には、岩内町民が飲料水として利用している幌内川の源流があり、その源流を岩内町浄水場でろ過し、飲み水を作っている。ダイオキシン濃度が基準以下だからといって、煙突から大気に放出される排ガスの影響が出ないと言い切れるのですか。

住民合意への手順として、生活環境整備審議会などを町長が立ち上げ、環境への負荷の低減に配慮し一般廃棄物処理施設整備のあり方について、生活環境整備審議会へ諮問し、答弁を得るなどの手続きが町民の安心・安全から町として必要ではないのですか。

こうした住民への説明責任を果たさない事業を町として、都市計画変更で受け入れるのですか。

まず衛生組合で話し合い、その後、事業者として政策の立案や計画決定にあたっては、パブリックコメントや住民説明会を通じて、広く町民のご意見を伺うとともに、組合の構成町村としての岩内町、さらには建設地としての説明責任を町民に対し、はたしながら事業を進めることが協働による町づくりと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

岩内地方衛生組合が計画している、ゴミ焼却炉の建設計画について、10項目にわたるご質問であります。

一部事務組合が実施する事業に係るご質問でありますので、お答えできる範囲でお答えさせていただきます。

1項めは、衛生組合の行った一般廃棄物中間処理施設事業の住民説明会がいつ、何ヵ所で行われたのかについてであります。

住民説明会については、オブザーバーとして町の職員も同席しており、2月9日から15日までの間に3箇所でのべ6回の開催となったと伺っております。

2項めは、施設建設事業に対する交付対象額について、衛生組合議会や町に説明があったのかについてであります。

事業費の概要については、構成町村衛生担当者会議において、新年度予算に関わる内容として説明を受けております。なお、住民説明会では、出席者からの質問に答えたもので、あくまで事業費の見込みと補助制度についての説明を行ったものと聞いております。

3項めの生活環境に及ぼす影響についての調査の結果及び、閲覧などを済ませ、町に説明を行い、環境に問題ないとして、住民説明会をしているのかと4項めの、生活環境影響調査結果の縦覧等についての詳細結果にあったのかについては、関連がありますので合わせてお答えいたします。

生活環境影響調査については、委託期間が3月までで、最終的な結果はできていませんが、衛生組合では内容がほぼ把握できたことから、この度住民説明会を開催することとした、とのことであります。

生活環境影響調査結果の縦覧等の日程については、本年8月半ば以降になると聞いております。

5項めの、手続きをもせず、住民説明会の先行は町への説明責任をはたしていないのではないのかについてであります。一般廃棄物中間処理施設の整備については、以前から整備中の一般廃棄物回収処分場に隣接して建設することを明らかにしております。

本年度は基本設計を進める中、施設概要について技術評価を行い、この度の住民説明会の開催にいたったとのことで、その概要については事前に説明を受けております。

6項めの、排ガス基準は安全と言えるのか、7項めの施設が古いのに、なぜ数値が低く、新しい施設で数値が高いのか、8項めの排ガスによる飲料水への影響がないのかについては、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

排ガスの濃度基準については、環境保全に配慮し平成14年に、より安全な基準として定められたものであると認識しております。

現施設は、基準が定められた際に行った、ダイオキシン対策により、結果として基準を大幅に下回る結果となったもので、新しい施設についても基本的な焼却方式は現施設と同じであり、実際に運転された場合は、基準を下回ることになるであろうと伺っております。ダイオキシンの排出基準は、環境保全に配慮し、安全性を十分に考慮したもので、飲料水に影響を与えることはないと考えております。

9項めの住民合意のため、生活環境整備審議会を立ち上げて、答申を得ることが必要ではないか、であります。施設整備における住民合意の形成は、平成23年に衛生組合が開催した、一般廃棄物最終処分場における住民説明会から、適切に進められてきたものと考えております。

10項めは、本事業を町として、都市計画変更で受け入れるのか、建設地として説明責任を果たしながら事業を進めるのが、協働の町づくりではないかについてであります。

建設場所や基本的な計画内容は、4町村で合意しているものであり、都市計画変更手続きは、法の定めにより、適切に進めるべきものと認識しております。また、前段でもお答えしましたとおり、衛生組合では、最終処分場の建設の段階から、住民説明会において、中間処理施設の建設についても説明しながら、ご意見を伺っており、適切に事業が進められているものと考えております。

< 再 質 問 >

ゴミ焼却炉について、お伺いします。

住民説明会ではあくまでも事業費に見込みと補助制度について説明を行ったものの、生活環境影響調査は最終的に結論はでていないが、組合でほぼ把握できたことから住民説明会を開催したとありますが、市町村の設置にかかる、一般廃棄物処理の届け出、第9条3では生活環境に及ぼす影響について、調査の結果を書類で知事に届出し、2では調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、利害関係のある者へ生活環境の保全から意見を提出する機会を付与すると厳格に条例で規定しています。

住民説明会はこうした手続きをした後のものと思います。建設地となる岩内町住民へこうした手順も踏まず、ほぼ把握できたとしてこの説明会は協働の町づくりを考える町長の執行方針とは違うと思いますがいかがですか。

【答 弁】

町 長：

ゴミ焼却炉の建設計画について、生活環境影響調査の縦覧等の手順を経ないで、住民説明会を開催したのは、協働の町づくりに反するのではというご質問であります。

中間処理施設の整備の進め方については、事業主体であります、岩内地方衛生組合が判断・実施すべきことであり、衛生組合において廃棄物の処理、及び清掃に関する法律に基づく届け出等についても、適切に処理されているものと考えております。

< 再々質問 >

ゴミ焼却炉についてお伺いします。

建設立地町は、生活環境に及ぼす影響についての調査の結果、環境影響調査を公衆に縦覧し、住民の意見を伺います。利害関係のある者には、生活環境の保全から、意見書を出す機会を保障しなければなりません。都市計画変更で受け入れる岩内町は、こうした手順をしっかりと守り、衛生組合にも守らせ住民の不利益にならぬよう取り組むべきであり、事業主体である衛生組合が実施すべきこととしていますが、これらのことが具体的に担保されるよう、町としてどう考えているのかお伺いをいたします。

【答 弁】

町 長：

ゴミ焼却炉の建設計画について、法に定める基準が担保されるよう、町としてどう考えているのかというご質問であります。

岩内地方衛生組合において、本年8月以降において、生活環境影響調査の結果について縦覧等を行うと伺っており、当然適切に処理されるものと考えております。

3 岩内町特別職報酬等審議会条例について

岩内町特別職報酬等審議会条例について、お伺いをいたします。

昭和46年9月29日、岩内町特別職報酬等審議会条例が施行され、第1条議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額について審議するため、町長の附属機関として岩内町特別職報酬等審議会を置くと、条例で定められています。

第2条 審議会は、特別職の報酬等の額に関して町長の諮問に応じ、当該特別職の報酬等について審議し、意見を答申するものとする。

第3条 審議会は、委員7人をもつて組織し、その委員は岩内町の住民のうちから町長が委嘱するとありますが、12月定例会、予算特別委員会では、この条例について各議員から不備が指摘され、審議会の開催が強く求められました。

平成27年度、一般管理費では、特別職報酬等審議会委員報酬が5万2,000円計上されていますので、再度審議会のあり方について、順次町長のお考えをお伺いいたします。

平成25年度、平成26年度と特別職報酬等審議会委員報酬7名分が計上されていますが、審議会の開催は直近でいつ行われたのですか。

審議会の構成は公共的団体や地域住民から審議会委員の公募などを行い、町長が委嘱するなど幅広く住民の意見を聞くことが求められていると思うが、特別職報酬審議会委員の構成基準と、町長が委嘱している現在の委員長、委員は。

上岡町長が町政を執行してから審議会は開かれたのか町長が諮問せずに審議会を開かない理由はなんですか。

近隣町村などでの特別職報酬額に変動がみられるが現報酬額はいつから現行のままなのか。

条例施行から44年経過するが過去の報酬審議会開催によって報酬額変更の答申はあったのか。あったとすれば何時の審議会で開催回数は。

特別職の報酬について昭和39年5月28日の自治給第208 自治事務次官通知では、地方公共団体の特別職職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聴くことによりその一層の公平性を期する必要が認められるので、下記要綱により速やかに措置されたく、命により通知する。

市は都道府県にならい、町村は必要に応じて同様の措置を講じるよう指導されたい記、2、あらかじめ当該報酬の額について審議会の意見を聴かなければならないものとするがあります。

この事務次官通知を受けて昭和46年9月29日に審議会が設置されたのですか。

新年度議会に特別職報酬などを予算上程をするときは、あらかじめ報酬の額について、特別職報酬審議会の意見を聴くなど丁寧な対応が必要です。「地方公共団体の特別職職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聴くことによりその一層の公平性を期する必要が認められる」これは自らの報酬がお手盛りの改定になってはいけないと、当時の自治省からの指導により、審議会を設けて報酬の判断をするべきと条例化が促され設定されたものであれば、新年度に向けて報酬の入った予算を計上するときは審議会を開かなければならないものではありませんか。

第2条、審議会は、特別職の報酬等の額に関して町長の諮問に応じて開くとありますが、第三者機関の意見を聴くことによりその一層の公平性を期するために

は諮問ではなく審議会が特別職報酬等について独自・定期的に調査審議し町長に対し建議するとともに町長から諮問があったときには諮問事項に関して答申するのが審議会のあり方ではないのですか。

平成27年度特別職報酬等審議会報酬7名分前年度同額の5万2千円の計上では、不用額を出さず適正な予算執行を行うよう審議会を定期化して開催するとともに、町長より諮問を受けた場合審議会の意見を答申するなど条例の見直しを行うべきではないのですか。

【答 弁】

町 長：

岩内町特別職報酬等審議会条例について、9項目のご質問であります。

1項めは、審議会の開催は直近で、いつ行われたのかについてであります。直近での本審議会での開催については、平成19年11月22日に諮問し、同月29日に答申を受けております。

2項めは、特別職報酬等審議会委員の構成基準と町長が委嘱している現在の委員長・委員についてであります。

岩内町特別職報酬等審議会条例第3条では、審議会の委員は7人をもって組織し、岩内町の住民のうちから町長が委嘱し、任期につきましては1年と規定していることから、平成19年度に委嘱された委員につきましては、任期満了を迎えられております。

3項めは、私が町政を執行してから、審議会は開かれたのか、町長が諮問せずに審議会を開かない理由についてであります。

町長に就任した平成15年から、これまで4回の審議会を開催する中で、特別職の給料の額を改定してきたところであります。

4項めは、現報酬額は、いつから現行のままなのかについてであります。

現行の特別職の給料については、平成19年11月に諮問・答申を受け、適用したものであります。

5項めは、過去の報酬審議会開催によって、報酬額変更の答申はあったのか、あったとすればいつの審議会で開催回数についてはについてであります。

平成10年以降、審議会は6回開催しており、いずれも額変更の答申を受けております。

6項めは、事務次官通知を受けて、昭和46年9月29日に審議会が設置されたのかについてであります。

岩内町特別職報酬等審議会につきましては、本通知の趣旨を踏まえ、昭和46年9月に設置されたものと考えております。

7項めは、新年度に向けて報酬の入った予算を計上するときは、審議会を開かなければならないのではないのかについてであります。

審議会については、あくまでも議員報酬の額並びに町長及び副町長の給料の額を改定する必要がある場合に開催されてきた経緯があること、また、これまでも岩内町費特別職員の給与に関する条例の規定に基づく、給料、期末手当の支給割合により、予算計上していることから、同様の対応をしたところであります。

8項めは、審議会が特別職報酬等について、独自・定期的に調査審議し、町長に建議するとともに、町長から諮問があった時には、諮問事項に関して、答申するのが審議会のあり方ではないのかについてであります。

本町の条例に基づき、町長の附属機関として必要に応じ、町長が審議会に諮問し、審議会で審議がなされた上で、答申を受けております。

9項めは、審議会を定期化して、開催するなど、条例の見直しを行うべきではないのかについてであります。

私としては、現行の審議会条例の中で、十分対応できるものと考えておりますが、見直しが必要とのご意見にも、十分耳を傾けて参ります。

< 再 質 問 >

報酬等審議会条例について、お伺いをいたします。

直近での審議会開催は、平成19年11月となっておりますが、平成10年度以降6回の審議会が開催されているとすれば、9年間に5回開かれていることとなります。平成19年以降今年度まで7年一度も開かれておらず、今だ開かれずにきたこととなります。

この間は報酬額の改定が必要ないと判断したと受け止めます。その判断は、専ら町長によるものと受け止めていいのですか。平成10年度から19年度までは、5回も開かれていたものが、19年度以降開かれていないのは、諸般の状況が変化しておらず、変更の必要がないということになりますが、なぜそういう判断になったのかお伺いをいたします。

町長の判断によって審議会を開くかどうか決定するというのは、自治給208号の主旨としても、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公平性を期する必要があると認められるということに、そぐわないものではありませんか。

現行の審議会で、十分であるとの認識には異議があります。町長の判断ではなく、第三者の公平な判断によって審議会が開かれるべきで、特別職の報酬が毎年度上程される予算にも責任を負う立場と思いますが、いかがですか。

【答 弁】

町 長：

岩内町特別職報酬等審議会について、2項目のご質問であります。

1項めは、平成19年度以降、報酬額に変更が必要でないとの判断についてであります。

特別職の給料月額については、平成19年度の審議会において、町長の給料月額を75万5,000円を68万5,000円に、副町長の給料月額を60万5,000円を57万円に改定したい諮問を行い、答申を受けているところであります。

この給料月額については、後志管内の他町村や類似団体との給料月額を比較いたしましても、同水準であることから、現行の額が適正な額と判断しているところであります。

2項めは、特別職の報酬が、毎年度上程される予算にも責任を負う立場ではないかについてであります。

報酬等審議会については、あくまでも給料月額の変更が必要である場合に限り、開催されるべきものであり、毎年度の予算計上時において、開催の必要でないものと判断しているところであります。

＜ 再々質問 ＞

特別職報酬等審議会条例についてお伺いをいたします。特別職の報酬については、自治給208号の指針に則り、第三者の判断にゆだねることが必要であり、改定の必要があるかいなかも含めて、審議されるべきものとするのが妥当であり、よりよい条例にしていくことが必要ではありませんか。

お伺いをいたします。

【答 弁】

町 長：

岩内町特別職報酬等審議会条例についてのご質問であります。

第三者の判断にゆだね、審議されるべきものと考えて、よりよい条例にしていくべきではないかについてであります。

報酬等審議会においては、あくまでも給料月額の見直しが必要である場合に限り、開催されるべきものであり、毎年度の予算計上において、開催の必要がないと判断しているところでありますが、条例の見直しが必要とのご意見にも十分耳を傾けて参ります。

4 最低水準の乳幼児等医療給付事業から交付金を活用し安心して子育てを応援する全額助成へ拡充を

最低水準の乳幼児等医療給付事業から交付金を活用し安心して子育てを応援する全額助成へ拡充をに対してお伺いをいたします。

全国各地で子供医療費無料化を求める取り組みが進められた結果、2013年4月現在で就学前まで助成している市区町村は入院は100%。外来も98.7%になっています。

中学卒業まで助成している市区町村も入院で72.8%。外来でも56.7%にひろがっています。

岩内町では通院が就学前まで、入院は小学生までの医療費助成となっており、中学卒業までや18歳年度末までの助成が子育て世代から切望されています。

12月議会での医療費を中学生まで拡大すべきとの質問に対象年齢の拡大については、人口減少対策子育て支援対策の手立ての一つとして、多くの市町村が都道府県の補助基準に上乘せし、医療費助成を実施しているものと認識している。しかし、道の補助基準を超える年齢部分に対する助成については、町の単独事業で全額が町の負担となり、財政的負担が大きいことから、今後慎重に検討すべき課題であると答弁しています。

子ども子育て医療費助成制度の実施主体は市区町村ですが、都道府県による助成制度を基礎として市区町村が追加助成を行うもので、岩内町は、北海道補助基準にあわせ所得制限を付け、市町村民税課税世帯の3歳以上児は総医療費の1割自己負担、3歳未満児及び市町村民税非課税世帯は初診時一部負担で北海道補助基準通りです。

道補助対象基準を拡大実施し、所得制限を外し自己負担を全額無料として後志管内5町村が拡大実施をし、岩内町を含め4町村が道補助基準のままです。

都道府県の制度が、その都道府県内の子供医療費助成制度の最低水準となるものと思いたすがいかがですか。

厚労省「乳幼児医療に対する援助の実施状況調査では、入院で164市町村9.4%外来で155市町村8.9%が18歳年度末まで助成が行われています。

後志管内では2町村が通院、入院とも18歳まで無料。

5町村が通院、入院ともに15歳中学生まで無料。真狩村は入院、通院ともに12歳小学生まで無料とし子育て支援に取り組んでいます。

「対象年齢の拡大については、人口減少対策、子育て支援対策の手立ての一つとして、多くの市町村が都道府県の補助基準に上乘せし、医療費助成を実施しているものと認識」しているものの町政執行方針では子供医療費助成制度には触れていませんが子育て支援対策としてどのように今後検討していくのですか。

また、過年度の乳幼児等医療給付実績から推計して全額助成を取り組むには、どの程度の予算が必要なのか。

国は14年度補正予算として3兆円を計上し、地方創世・まち・ひと・しごと創世に向けた、地域住民生活等緊急支援のための交付金を創設しました。

地方創世先行型のメニュー例⑦、少子化対策では地方版総合戦略に盛り込むことを検討している結婚・妊娠・出産・子育て支援の先行的な取り組みを実施する地方自治体に対し助成を行う。

基本方針で、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現とし、人口減少を克服

するため、効果的な結婚・妊娠・出産・子育て支援を実施し、安心して結婚・妊娠・出産・子育て出来る地域社会を実現のため子供医療費助成は大いに活用できると思うが生活支援交付金の活用などは検討しているのですか。

児童福祉法第2条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者と共に、児童を心身共に健やかに育成する責任を負う」と規定しており、児童福祉法の対象者は18歳未満です。

内閣府が実施した「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」で経済的支援措置で望ましいものとして「医療費の無料化」が45.8%。と医療費の無料化の拡大が子育てに対する経済的負担の軽減に大きく役立っているとしています。

どこに生まれて、どこに住んでも、子供は等しく大切に育てられるべきです。

18歳までの医療費無料化を展望し、外来・入院とも中学卒業まで、医療費の心配なく安心して子育てが出来よう、乳幼児等医療給付事業の拡大実施をはかることが子育て支援になると思いますが町長の所見をお伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

乳幼児等医療給付事業について、5項目のご質問であります。

1項めは、都道府県の制度がその都道府県内の子供医療費助成制度の最低水準になるのではないかについてであります。

市町村が実施する乳幼児等医療給付事業に対し、各都道府県が要綱等に基づき、補助を実施しておりますが、対象年齢や所得制限及び一部自己負担の有無を規定する補助基準は、各都道府県により様々であります。

このため、都道府県の基準は、その都道府県内において、本事業を実施する市町村の標準的な基準になると考えております。

2項めは、乳幼児等医療給付事業を、子育て支援対策として、今後どのように検討していくかについてであります。本事業の実施については、子育て支援施策全体の中での優先順位や、町の財政負担などを総合的に勘案し、その基準の拡大についても、慎重に検討すべきであると考えており、今後は、先行市町村の基準拡大後の扶助費の増や、国民健康保険事業における医療費の波及増、また国民健康保険事業で減額される国庫支出金の調整額など、様々な影響を検討してまいります。

3項めは、過年度の給付実績から推計し、全額助成に取り組むには、どの程度の予算が必要かについてであります。過年度の給付実績については、現行事業の対象年齢が小学生以下であり、感染症などに罹患し易い年齢であるため、厚生労働省がまとめる医療保険に関する基礎資料の年齢階級別の一人当たり医療費をもとに、現行の町の基準から対象年齢を拡大し、所得制限と一部自己負担をなしで試算すると、通院・入院ともに中学3年生まで拡大した場合は、約2,400万円程度、高校3年生まで拡大した場合は、約3,200万円程度の追加分の予算が必要となる見込みであります。

4項めは、乳幼児等医療給付事業の拡大に、地域住民生活等緊急支援のための交付金の活用などは検討しているかについてであります。

地方創生先行型の少子化対策を含む、地域住民生活等緊急支援のための交付金の原則は、PDCAの手法により、毎年度事業を評価・検討し、また明確に短期・長期の具体的な数値目標を設定することとされております。

このような中、扶助費や医療費の増加を伴う本事業は、具体的な数値目標を定め、明確に短期・長期の評価をすることは難しいものと考えられ、また、将来交付金が終了した場合の事業の継続性や、事業費の規模からも慎重な判断が必要であると考えております。

5項めは、18歳までの医療費無料化を展望し、外来・入院とも中学卒業まで拡大実施を図ることの所見についてであります。

全国的に少子高齢化、子育て対策、人口減少対策として都道府県の基準を拡大し、事業を実施する市町村が多くなっておりますが、医療費制度における一部負担金は、国民健康保険法や国民健康法等に基づき、年齢や負担能力に応じた世代間の公平性をもとに設定されており、また、高額療養費制度など、一定額以上の負担がかからない減額措置もあります。

医療費の無料化は、子育て世帯の経済的負担の軽減に、当然繋がると考えられるものの、事業規模における町の財政負担を考慮すると、外来・入院とも中学卒業までの無料化の実施は、現行の北海道の補助基準では困難であります。入院のみの段階的な拡大や、所得制限のみを廃止した場合など、具

体的に様々なパターンを検討し、今後も慎重に判断してまいりたいと考えて
おります。

< 再質問 >

医療費助成の拡充について伺います。

通院・入院とも中学3年まで拡大した場合、2,400万円程度、高校3年まで3,200万円が必要という答弁でした。

確かに、相当程度の規模の予算を伴うものですが、一方この程度の予算であれば、子育て支援にとってたいへん大きな後押しになるということでもあります。

人口減対策としても、その自治体の子育て支援はどうなっているのか、医療福祉対策の水準はどうなっているのか、住宅対策はどうなっているのかなど、他から移住してくる方々にとっても大きな判断材料とされています。

具体的なパターンを検討して、慎重に判断していきたいとのことですが、英断をされて前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

5 岩内町共同墓の設置を

岩内町共同墓の設置をについて、お伺いをいたします。

4款、1項保健衛生費、6目墓地費では岩内町墓園用地確定測量業務委託料934万2千円が計上されていますが、墓園用地確定測量業務はどのような事業を見通していますか。

平成26年度町の事務に関する説明書では、墓園使用取扱件数、使用許可が17件、承継69件、返還20件と公表されています。

島野墓園は使用許可は、返還ともゼロ件で承継だけが2件です。

島野墓園は使用料が1平方メートルにつき380円と低廉な価格に設定されていますが承継だけです。

新たに墓を建立する墓地区画はどのようになっているのか。

岩内町墓園は使用許可が9件、承継28件、返還7件。

東山墓地は使用許可が8件、承継39件、返還13件です。

東山墓地と岩内町墓園は使用許可と返還が同程度で推移していますが各墓園の墓地用空き区画は何区画あるのですか。

現在、墓地利用待機者は何名くらいいますか。

返還件数20件の要因はどのようなことから返還に至るのですか。

以前、東山墓地において所有者を探し、跡地を新たな利用希望者に使用させているが、所有者不明などの墓は何基くらいありますか。

墓参もなく墓の管理が出来ていない利用区画はどのように対応していますか。

こうした区画の返還は年間どのくらいありますか。

平成26年度の岩内霊苑の使用状況は年間228件です。単身老人世帯や老人夫婦世帯が多く、少子高齢化や核家族化などにより、墓の継承が出来ない人や身寄りがない人、経済的に墓を建立することができない人、また、骨を自宅で保管するなど納骨が困難な状況にある人たちへの町としての対策は何か考えていますか。

墓園用地確定測量業務で今後どの程度の墓地区画を各墓園で見込んでいますか。

小樽、札幌市などでは共同墓が住民要求から建立され、小樽の使用料は、一体当たり5,000円で、使用申込者は、市に居住し、埋蔵する焼骨を持つ者、市に居住したことがある故人の焼骨を、合同墓に埋蔵する者、現に市の一般墓地の使用人で、そこに埋蔵されている焼骨を合同墓に改葬し、この一般墓地を返還する者としています。

合同墓は、一体一体の骨壺での納骨ではなく、他人の骨と一緒に撒き入れるため、一度納骨したら、骨を戻すことは出来ないが、少子高齢化や核家族化などで墓の継承が出来ない人や身寄りがない人、経済的に墓を建立することができない人。また、骨を自宅で保管するなど納骨が困難な状況にある人たちにとっては共同墓が安心できる取り組みと思うが町の所見を求めます。

【答 弁】

町 長：

岩内町共同墓の設置をについて、10項目にわたるご質問であります。

1項めの、岩内町墓園用地確定測量業務は、どのような事業を見通しているのかと、9項めの、墓園用地確定測量業務では、今後どの程度の区画を見込んでいるかについては関連がありますので、合わせてお答えいたします。

岩内町墓園は、昭和38年12月に供用開始されてから51年を経過し、使用可能な空き区画が少なくなってきたことから、新たな区画を造成するため用地確定測量業務に係る経費を予算計上したところであります。

造成する区画は、使用可能な空き区画がほとんどない二等地及び三等地を整備してまいりたいと考えておりますが、具体的な区画数や造成場所については、国の基準により、墓所の面積は墓園全体の3分の1以内としなければならないことから、本業務で用地の境界や墓園の全体面積の現況を把握したうえで、将来の需要を見据えながら判断してまいります。

2項めは、島野墓地の新たに墓を建立する区画はどのようになっているのかについてであります。島野墓地については、区画の確認が困難なことから墓の新規建立は認めておらず、墓が建っている面積での改築のみを許可しているところあります。

3項めは、東山墓地と岩内町墓園の空き区画についてであります。

東山墓地については、平成23年度に開放した31区画の全てが使用許可済みで、現在、使用可能な空き区画はありません。

また、岩内町墓園の使用可能な空き区画は10区画で全て一等地となっております。

4項めは、墓地利用待機者は何名かありますが墓地の利用希望の意に添えない場合でも、待機者として扱っていないため、その人数は把握しておりません。

5項めは、返還における要因についてであります。そのほとんどは、町内外の墓地や寺院への改葬となっております。

6項めは、東山墓地の所有者不明などの墓は何基であるかについてであります。

東山墓地では、岩内大火で墓地台帳を焼失しており、実態を把握できてない墓が多く、その数は1,814基となっております。

このうち、実際には墓参がある墓もあると思われませんが、実態を把握することが困難な状況にあります。

7項めは、墓参もなく墓の管理が出来ていない区画の対応と、こうした区画の返還は年間どのくらいあるかについてであります。

過去に不明所有者についての調査を行い、その結果、147名の所有者が判明しましたが、そのほとんどは連絡がつかなかった経緯があり、対応が困難な状況となっております。

また、こうした区画の返還については、無縁墳墓等の改葬公告等の手続きを経て行いますが、無縁仏の収蔵場所の確保などの課題があり、現在は特に取り組んでいない状況にあります。

8項めの納骨が困難な状況にある人たちへの対策と、10項めの共同墓に対する町の所見については関連がありますので、合わせてお答えいたします。

現在町では、墓の承継者がいないお墓や納骨先に困っている方に、特別な

対策を行っていませんが今後、そういった方が増えていくことが予想されます。小樽市や札幌市の共同墓については、そういった方々の対策として有効であると思われますが、町の現状として、住民要望がどの程度あるのか、捉え切れていないところでもあります。

しかしながら、使用者が不明なお墓に収蔵された無縁仏対策も必要となっ
てきており、町としては、まずは岩内町墓園の区画造成を優先する中で、共同墓の設置の必要性についても検討してまいりたいと考えております。

＜ 再 質 問 ＞

合同墓について。墓の継承のできない住民や経済的に墓を建立できない人など納骨が困難な住人、お墓や納骨先に困っている住人は増々増えていくと思います。住民要望を調べ、共同墓の設置へ力を尽くして欲しいと強く要望をいたします。